

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第九条の二の四第三項及び第六項、第九条の八第十項、第九条の九第十一項、第十二条第六項及び第十三項、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第七項及び第十六項ただし書、第十四条の四第二項、第七項及び第十六項ただし書、第十五条の三の三第三項及び第六項、第十五条の四の二第三項、第十五条の四の三第三項、第二十四条の二第一項並びに第二十四条の六並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七条の八」を「第七条の十一」に改める。

第五条の八を削る。

第五条の七第二項を削り、同条を第五条の八とする。

第五条の六中「をしたとき、又は前条の規定により」を「又は同条第六項の」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の五を削り、第五条の四を第五条の六とし、第五条の三の次に次の二条を加える。

(熱回収施設における一般廃棄物の処分等の基準)

第五条の四 法第九条の二の四第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。ロにおいて同じ。)の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。)又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号ハ、ニ、ヘ及びトの規定の例によること。

ロ 一般廃棄物を焼却する場合には、熱回収の効率性の観点から適切なものとして環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

二 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ(1)及び第二号イからハまで並びに前号ロの規定の例によること。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第五条の五 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。以下この条において同じ。）において熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第五条の九中「をしたとき、又は前条の規定により」を「又は同条第六項の」に改める。

第五条の十の見出しを「（廃止の届出）」に改め、同条中「第五条の八ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは法第九条の九第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は」を削り、「若しくは一部」を「又は一部」に改める。

第五条の十二第二項を削る。

第六条の二中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同条第一号中「及び次条」を「から第六条の四まで」に改め、同条第二号中「、法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができるとし、かつ」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号

とし、同条第三号ホを同号へとし、同号二中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改め、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

第六条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 輸入された廃棄物（当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第十五条の

四の五第一項の許可を受けて輸入されたものに限る。）の処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、

環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。

第六条の三中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。

第六条の四中「第十二条第十項」を「第十二条第十三項」に、「同条第六項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施

設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者

二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）

第六条の五第一項第三号イ(2)及びニ中「並びに」を「及び」に改め、同号ル(1)を次のように改める。

(1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

第六条の五第一項第三号ルに次のように加える。

(3) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必

要な措置を講ずること。

第六条の六中「第十二条の二第四項」を「第十二条の二第六項」に改める。

第六条の七中「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に改める。

第六条の九中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新たに法第十四条第一項の許可を受けた者 五年

二 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年

三 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

第六条の十一中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新たに法第十四条第六項の許可を受けた者 五年

二 法第十四条第七項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年

三 法第十四条第七項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

第六条の十二中「第十四条第十四項ただし書」を「第十四条第十六項ただし書」に改め、同条第二号中「第六条の二第三号イからニまで」を「第六条の二第四号イからハまで及びホ」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。

第六条の十三中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新たに法第十四条の四第一項の許可を受けた者 五年

二 法第十四条の四第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年

三 法第十四条の四第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

第六条の十四中「五年」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新たに法第十四条の四第六項の許可を受けた者 五年

二 法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年

三 法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

第六条の十五中「第十四条の四第十四項ただし書」を「第十四条の四第十六項ただし書」に改め、同条第二号中「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第三章中第七条の八を第七条の十一とする。

第七条の七中「及び」を「の規定は法第十五条の四の四第一項の認定について、」に、「規定は、」を「規定は」に改め、「認定」の下に「を受けた者」を加え、同条後段を削り、同条を第七条の十とする。

第七条の六中「第九条の十第八項」を「第九条の十第九項」に、「第三項から第六項」を「第三項から第七項」に改め、同条を第七条の九とする。

第七条の五の見出し中「変更の認定等」を「認定証等」に改め、同条中「第五条の八から第五条の十までの規定は、」を「第五条の九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九条の九第六項の変更の認定について、第五条の十の規定は」に改め、「認定」の下に「を受けた者」を加え、同条後段を削り、同条を第七条の八とする。

第七条の四中「第九条の九第八項」の下に「及び第十一項」を加え、「同項」を「同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の三第二項第一号」と、同条第十一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「第七項」を「前項」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の三の見出し中「変更の認定等」を「認定証等」に改め、同条中「第五条の五から第五条の七までの規定は、」を「第五条の七の規定は法第十五条の四の二第一項の認定又は同条第三項において読み替えて

準用する法第九条の八第六項の変更の認定について、第五条の八の規定は」に改め、「認定」の下に「を受けた者」を加え、同条を第七条の六とし、第七条の二の次に次の三条を加える。

（熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準）

第七条の三 法第十五条の三の三第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第六条第一項に規定する産業廃棄物（ロにおいて単に「産業廃棄物」という。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ、第五条の四第一号ロ並びに第六条第一項第二号ハ及びニの規定の例によること。

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第六条第一項第二号ロ(1)及び(2)の規定の例によること。

(2) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十

一を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

二 第六条第二項に規定する産業廃棄物の処分又は再生に当たつては、第五条の四第一号の規定の例によること。

三 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たつては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ(1)、第五条の四第一号ロ並びに第六条の五第一項第二号イからチまで（チ(3)を除く。）の規定の例によること。

ロ 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十一を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第七条の四 第五条の五の規定は、法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第五条の五中「同項」とあるのは、「法第十五条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の再生利用の認定に関する読替え)

第七条の五 法第十五条の四の二第三項の規定により法第九条の八第八項及び第十項の規定を準用する場合には、同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の二第二項第一号」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「第十五条の四の二第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一号中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に、「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

第二十七条中「法第二十条の二第一項の規定による登録に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可(当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物

の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に
関する事務

二 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係る
ものに限る。）に関する事務

三 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条
の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理（第一
号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

四 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第
一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

五 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可
の取消し（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

六 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務

七 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取（第一号に規定する許可に係るものに

限る。)に関する事務

第二十七条に次の一項を加える。

2 第五条の五(第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととする。この場合においては、第五条の五の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

第二十八条中「第十三条」を「第七条の四において読み替えて準用する第五条の五及び第十三条」に改め、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。

)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

(再生利用に係る変更の認定等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にされているこの政令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第五条の五（旧令第七条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による変更の認定の申請（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第九条の八第六項（新法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により変更の認定を受けるべき事項に係るものに限る。）は、新法第九条の八第六項の規定による変更の認定の申請とみなす。

2 この政令の施行の際現に旧令第五条の五の変更の認定（新法第九条の八第六項の規定により変更の認定を受けるべき事項に係るものに限る。）を受けている者は、同項の変更の認定を受けているものとみなす。

3 この政令の施行の際現に旧令第五条の五の規定による変更の認定の申請をしている者又は同条の変更の認定を受けている者がこの政令の施行後にした当該申請又は当該認定に係る変更（新法第九条の八第八項（新法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する変更に限る。）については、新法第九条の八第八項の規定は、適用しない。

4 この政令の施行の際現に旧令第五条の五の変更の認定を受けている者であつて、旧令第五条の六（旧令

第七条の三において準用する場合を含む。）の認定証の交付を受けていないものに対する認定証の交付については、なお従前の例による。

5 この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の七第二項（旧令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項（同項第一号に掲げる事項に限る。）の届出については、なお従前の例による。

（広域的処理に係る変更の認定等に関する経過措置）

第三条 この政令の施行の際現にされている旧令第五条の八（旧令第七条の五において準用する場合を含む。）以下同じ。）の規定による変更の認定の申請（新法第九条の九第六項（新法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により変更の認定を受けるべき事項に係るものに限る。）は、新法第九条の九第六項の規定による変更の認定の申請とみなす。

2 この政令の施行の際現に旧令第五条の八の変更の認定（新法第九条の九第六項の規定により変更の認定を受けるべき事項に係るものに限る。）を受けている者は、同項の変更の認定を受けているものとみなす。

3 この政令の施行の際現に旧令第五条の八の規定による変更の認定の申請をしている者又は同条の変更の

認定を受けている者がこの政令の施行後にした当該申請又は当該認定に係る変更（新法第九条の九第八項（新法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する変更に限る。）については、新法第九条の九第八項の規定は、適用しない。

4 この政令の施行の際現に旧令第五条の八の変更の認定を受けている者であつて、旧令第五条の九（旧令第七条の五において準用する場合を含む。）の認定証の交付を受けていないものに対する認定証の交付については、なお従前の例による。

5 この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の十（旧令第七条の五において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（無害化処理に係る変更の届出に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前に発生した事項につき旧令第五条の十二第二項（旧令第七条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(産業廃棄物処理業等の許可の更新期間に関する経過措置)

- 第五条 この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第十四条第一項の許可を受けている者が、その許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。以下同じ。)の満了の日までの間に、環境省令で定めるところにより、この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「新令」という。)第六条の九第二号の基準に相当するものとして環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事(指定都市の長等(新令第二十七条第一項に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。))の法第十四条第一項の許可を受けている者にあつては、当該指定都市の長等)の確認を受けたときは、当該許可の有効期間は、新令第六条の九の規定にかかわらず、七年とする。
- 2 前項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条第六項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前項中「同条第三項」とあるのは「同条第八項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十一第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十一の」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条の四第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「同条第三項」とあるのは「第十四条の四第三項」と、「第六条の九第

二号」とあるのは「第六条の十三第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十三の」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、この政令の施行の際現に法第十四条の四第六項の許可を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「同条第三項」とあるのは「第十四条の四第八項」と、「第六条の九第二号」とあるのは「第六条の十四第二号」と、「第六条の九の」とあるのは「第六条の十四の」と読み替えるものとする。

(政令で定める市の長による許可に関する経過措置)

第六条 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第十四条第一項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第二条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であつて、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第十四条第一項の許可又は法第十四条の二第一項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第十四条第二項の期間の満了の日までの間は

、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第十四条の四第一項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第二条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であつて、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第十四条の四第一項の許可又は法第十四条の五第一項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第十四条の四第二項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「第十三条」を「第七条の四において読み替えて準用する第五条の五及び第十三条」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第八条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表(三)の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第七項」を「第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九項又は第十五条の二の六」を「第十項又は第十五条の二の七」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

第九条 地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の五（再生利用に係る変更の認定）」を「同法第九条の八第六項」に、「同項に規定する一般廃棄物処理施設」を「もの」に改め、同条第五項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三（再生利用に係る変更の認定等）」において準用する同令第五条の五」を「同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する同法第九条の八第六項」に、「同項に規定する産業廃棄物処理施設」を「もの」に改める。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第十条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「第九条の三第七項又は第十五条の二の五第一項」を「第九条の三第八項又は第十五条の二の六第一項」に改める。

別表第四の二の項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十一条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表九十九の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定に関し必要な事項等を定めるとともに、あわせて、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃石綿等の埋立処分に関する基準の強化等を行う必要があるからである。